学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校は集団生活の場であるため、人から人へ感染する病気を予防することが極めて重要となり、出席停止となる病気が定められています。感染症が疑われる場合は、速やかに医療機関へ受診するとともに、学校へ連絡してください。

※「学校感染症等の届」の用紙は担任から受け取るか、学校のHPよりダウンロードもできます。

●感染症の種類と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則）

感染症の分類と種類		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1型）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（※）	

※第三種その他の感染症について

学校での流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置をとることができる疾患。

例）溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス、ロタウイルスなど）